

群馬県適正化通信 NO.145(令和2年9月号)

令和2年度整備管理者（選任後）の研修について

整備管理者は、常に整備管理に関する知識、能力の維持、向上に努めるとともに、道路運送車両の運行に係る関係法令の改正、関係通達等を熟知しておかなければなりません。その機会のひとつとして整備管理者に対する研修の受講が義務付けられています。

また、自動車運送事業者の立場でも、整備管理者の能力の維持や向上に努めさせる義務があり、漏れることなく講習を受けさせなければなりません。

選任された整備管理者には「2カ年度ごとに1回」の受講が義務付けられていますが、注意しなければならないのが年度の「4月から翌年3月までの受講」であり、暦年の「1月から12月までの受講」ではありません。例えば、平成31年1月に受講された場合は、平成30年度に受講したことになりますので、令和2年度には受講しなければなりません。選任されている整備管理者の手帳等を再度ご確認いただき、受講漏れがないよう、必ず受講をお願いいたします

今年度の群馬県における整備管理者（選任後）研修は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、予約制にて実施されます。群馬運輸支局のホームページにて申込書がダウンロード出来ますので、群馬運輸支局へ直接ファックスにて申込みを行ってください。

※ 運行管理者の一般講習の受講についても、受講漏れがないよう、運行管理者手帳の確認をお願いします。

行政処分関係

・整備管理者の研修受講義務違反 初違反 10日車 再違反 20日車

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821